

## 本庄市子ども・子育て支援事業計画

### 1 趣 旨

市町村は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、国の基本指針に即して、**5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める**がものとされており、**さ**されております。

### 2 概 要

当計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援について、**「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)**を記載し、合わせて任意的な記載事項として専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策の連携についても記載が必要となります。

#### 【必須記載事項】

##### 区域の設定

**各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の**  
**学校教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期**  
**地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・**  
**保育の提供体制の確保内容及びその実施時期**  
**幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する**  
**制**

##### の確保の内容

#### 【任意記載事項】

産後の休業及び育児協業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保  
子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策  
との連携

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### 3 計画の構成イメージについて

「本庄市子ども・子育て支援事業計画」については、**基本指針で示されている給付・事業の量の見込みや確保方策を記載するだけでなく、本計画を策定、実施して**

いく上での基本的な理念や考え方、子どもとその家庭の状況と課題、計画の推進体制

と PDCA 方法、他の計画や会議との連携など、総合的な推進計画を策定していくことが必要です。